

ご意見・ご要望を
お寄せください。

連絡先

堀田みつ子 57-2040
松岡 唯史 53-2228

力をあわせて 未来をひらこう。

「1+1」が「2」以上に

野党統一・小見山氏の得票は共闘4野党の比例票合計の112%とふくらみました。

岐阜選挙区の得票及び岐阜県の比例票	
小見山氏の得票	389, 681票
4野党比例得票計	348, 459票

参議院選挙「1+1」

7月10日投開票でおこなわれた参議院議員選挙で、野党と市民の共同で、全国32の一人区すべてに野党統一候補を立てることができました。厳しい選挙でしたが、11の選挙区で野党統一候補が自民党候補に競り勝ちました。

日本共産党は、比例代表選挙で5議席を獲得し、選挙区選挙では東京で当選しました。改選3議席から6議席へと倍増となり、非改選とあわせて14議席へと前進しました。とりわけ、比例代表選挙の得票が、躍進した2013年の参院選と比べて515万4千票から601万6千票へさらに前進しました。

市民と野党の 共同がひろがる

岐阜県の選挙区選挙も一人区のため、野党統一候補をたてて、善戦しました。

海津市では30年ぶりに、日本共産党演説会を開きました。演説会では、統一候補の小見山氏を迎えました。

また、地元の他会派の市議会議員の出席もいただきました。

した。さらに女性団体や9条の会・海津の代表の方からも応援のあいさつがあり、80名を超す参加者でした。選挙の結果、改選勢力が議席の3分の2を占めました。安倍首相は、選挙戦で改憲について一言も語りませんでした。国民は改憲への「白紙委任」を与えたわけでは決してありません。しかし、安倍首相が自分の任期中に改憲しようとしていることは、選

日本国憲法に 守られてきた私たち 今度は憲法守るとき

戦後71年間、日本国憲法に守られて、日本人が戦争で殺し殺されることはありませんでした。このまま、改憲を許さないためにも、もう一度、国民を守ってきた日本国憲法を知る時です。

▼戦後、続いてきた平和
▲ 広島と長崎へ原爆が投下され、日本が敗戦を迎えてから今年で71年となりました。しかし、日本は世界で唯一の被爆国であるにもかかわらず、国連総会で核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議に棄権を続けています（国連加盟国の7割は賛成）。

5月27日、アメリカのオバマ大統領が被爆地広島を訪問したことは、世界中の注目を集めました。いまこそ、核兵器廃絶へ向けた日本の役割が求められています。

こうしたなかで、日本各地において、核兵器廃絶や平和を願う取組みがされていますが、ここ海津市でもおこなわれています。

1958年から58年間続けられ、延べ約10万人が参加する「原水爆禁止国民平和大行進」もその一つです。「ふたたびヒバクシャをつくらない」という被爆者の願いをつないで、全国各地から8月の広島・長崎を目指して歩きます。今年も6月16日に、高須や今尾、駒野を歩きました。

また9月3日（土）から7日（水）まで海津市図書館において、「平和となかま展」（主催 新婦人の会海津支部）が今年も開催されるそうです。この催しでは、原爆パネル展や満州からの引揚者のお話などがあるとのこと。この機会に足を運び、平和について考えてみてはいかがでしょうか。

日本国憲法（前文）

昭和21年11月3日

日本国民は、正当に選挙された国会の代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

6月議会報告

第2回定例会が、6月10日から21日まで開かれました。堀田議員は養老鉄道についてと旅費規定について一般質問をしました。内容をお知らせします。



○養老鉄道の存続は住みやすい街づくりに

養老鉄道存続は、海津市に住み続けられる条件の一つと考えられます。

そこで堀田議員は、基本理念や、主な合意内容が決まっている中で、法定協議会で住民の意見の反映はどれほどなのかを尋ねました。

市長は、「養老線を沿線市町で責任と負担を分かち合い存続させ、存続の方法として公有民営方式への新たな事業形態に移行することと認識している」と答弁しました。

また、法定協議会で養老線地域公共交通網形成計画を策定するとき、「養老線沿線のニーズ調査が予定され、計画に対する

パブリックコメントを実施する予定」であることや「合意内容以外の養老線の利用促進対策については事業形態変更とともに検討していきたい」と答弁がありました。

情報公開、住民参加でこそ理解が得られる

無条件の出資や経営努力が働きにくい財政上の措置、支援などでは住民の理解が得られないことや、情報公開や地域住民の参加のもとでの議論が必要であることを述べたうえで、再質問では、本来に黒字化ができない時でも養老鉄道の存続は、交通権という理念、基本的な人権として考えてほしいことを求めました。

市民の意見聴く会を 取り組めないか

また、市独自で市民の

意見を聞く場をもつことをするのか尋ねました。しかし、集会と呼ばれるときは、参加するとの答弁で、市が積極的に「意見を聴く会」を取り組むことはしないという残念な答弁でした。



○内部規定でなく住民に見える条例・規則化を

出張時の旅費執行の透明性を図るために検討された内容を尋ねる質問をしました。監査委員から執行の改善を求められています。施行規則は変わっていません。

市長は、「旅費執行の透明性を図るため、昨年12月に『旅費業務に関するマニュアル』を作成し、運用をしている。今後もこのマニュアルを時代に合わせ随時改定していく、透明性を確保していく」と答弁がありました。

養老鉄道の活性化と再生の行方は

7月6日、養老鉄道沿線3市4町などが法定協議会「養老線地域公共交通再生協議会」を設立し、法に定められた地域公共交通網形成計画の作成と調査実施を決めました。

しかしすでに5月6日に沿線7市町でつくる活性化協議会、近鉄、養老鉄道で「養老線の事業形態変更に関する確認書」が交わされて新事業形態スキーム（計画）が決定されています。

さらに5月23日には今後の運営に必要な沿線市町の負担金の割合を均等にすることで合意しました。

本来これらの「確認書」や「合意内容」は法定協議会で議論し決定されるべき事柄です。確認書では赤字の場合、沿線市町が補助するとしています。経営分析や経営理念・将来ビジョンを示すことなど負担割合まで決めてしまつてはとうてい住民の理解は得られるものではありません。そして鉄道

事業者の経営努力を引き出すものにはなりません。沿線の各市町には「養老鉄道を守る」住民の自主組織があります。それらの「守る会」を中心に「養老鉄道の未来をつくるネットワーク西濃」が3月に結成されました。海津市からは「養老鉄道を守る会」が参加しています。同組織は、研究会・講演会を開催して提案をしています。



生活保護申請や困りごとなど生活相談をお寄せいただく場合の連絡先

堀田みつ子市議 電話・fax 57-2040
松岡唯史 電話・fax 53-2228

国会議員や共産党の政策などお知らせしています。

「養老鉄道の未来をつくるネットワーク西濃」が提言

1、沿線自治体(又は新法人)と養老鉄道(株)との間で、次の事項の契約をすることを提案します。

- ① 経営理念、将来ビジョンを示し、赤字解消の事業計画を作成すること
- ② 収支と経費内訳の公開と議会へ報告をすること
- ③ 第三者委員会の監査等を実施すること
- ④ 経営目標が達成できない場合は、各自治体、第三者委員会とともに経営形態を協議すること。
- ⑤ 契約内容は各自治体の承認を受け、毎年度各自治体議会に報告すること。

2、養老鉄道存続問題は、西濃地域のまちづくりと直結します。住民参加と情報公開を基本として、各地域の交通事業者、行政、市民などの話し合いの場をもうけ、継続することを提案します。(提言要旨)